平成２８年（フ）第２０３号
埼玉県熊谷市大麻生853番地７
債務者　志村　高広
１　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　　潔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１１４１号
札幌市中央区北５条西17丁目13番地20　レジデンス709Ｃ－703号
債務者　小林　正治
１　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大嶋　一生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２０号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋6813番地６
債務者　井上　達郎
１　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮路　真賢
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月１日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７０号
北海道小樽市塩谷１丁目18番12号、前住所北海道小樽市塩谷１丁目11番214号　塩谷Ｃ住宅
債務者　加藤　沙織
１　決定年月日時　平成28年８月４日午後２時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮永　尊文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午後３時
５　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第４５号
秋田県横手市十文字町腕越字山道端90番地６
債務者　髙橋　賢吉
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近江　直人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１１５９号
北海道石狩市花川南８条１丁目193番地
債務者　藤井　雅樹
１　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川北　映輔
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月９日午後３時
５　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４号
石川県羽咋市大川町ク９番地21
債務者　山口　孝志
１　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地　　環
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午後２時
５　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第６８３号
京都府城陽市寺田東ノ口12番地　宮崎マンションⅡ414号
債務者　西本　照善
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲垣　旭彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月16日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６８４号
京都府城陽市寺田庭井１番地の90
債務者　西本　弘美
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　稲垣　旭彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月16日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１４４号
札幌市東区北39条東７丁目２番23号　リラパレスつるみ202号
債務者　園田　義夫
１　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　成田　悠葵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月11日午後４時30分
５　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０３９号
札幌市東区中沼５条２丁目１番10号、申立時の住所札幌市東区東苗穂８条２丁目４番15号
債務者　久留宮政憲
１　決定年月日時　平成28年８月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　仲田　　亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４３２号
東京都目黒区中目黒１丁目４－17－602　マートルコート第２中目黒
債務者　恵あゆみ・恵かおり・辻本愛こと　大江　めぐ
１　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山恵美子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午前11時
５　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７４号
長崎県大村市溝陸町353番地１　コーポ馬場Ｃ－１
債務者　中村　広光
１　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
長崎県大村市古賀島町76番地10　カルディア古賀島202、旧住所長崎県大村市玖島３丁目555番地15　リバーコートＡ101
債務者　宮﨑　　潤
１　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
長崎県大村市久原１丁目1173番地１　県営久原第２アパートＢ棟102号
債務者　谷口　芳彦
１　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
大分県玖珠郡玖珠町大字大隈936番地の３
債務者　繁田美智子
１　決定年月日時　平成28年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第２２８号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目１番７－602号　エテラ・クッカ古波蔵
債務者　久保由美子（旧姓有可）
１　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年９月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部